

令和2年度前期

# 技能検定受検案内



(技能五輪鹿児島県大会案内) ※11ページをご参照ください

技能検定とは、働くうえで身につける又は必要とされる  
技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、  
試験に合格すると合格証書が交付され、  
「技能士」と称することができます。

受検申請受付

# 4月6日(月)~4月17日(金)

※土・日は除く

実技試験:実施期間 令和2年6月8日(月)~9月13日(日)

学科試験:試験実施日 令和2年8月23日(日)、8月30日(日)、9月6日(日)、3級職種 7月12日(日)

合格発表日 令和2年10月2日(金)、3級職種 8月28日(金)

受検資格

受検に際しては、原則として検定職種に関する実務経験が必要です。必要とされる実務経験の年数は以下のとおりですが、職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。

1級 7年以上 2級 2年以上 3級 0年以上 単一等級 3年以上

検定職種	作 業
1・2級 (22職種35作業)	
造 園	造 園 工 事
機 械 加 工	普 通 旋 盤
	数 値 制 御 旋 盤
	フ ラ イ ス 盤
	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤
	平 面 研 削 盤
	マ シ ニ ン グ セ ン タ
放 電 加 工	数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 ワ イ ヤ 放 電 加 工
建 築 板 金	内 外 装 板 金 ダ ク ト 板 金
工 場 板 金	曲 げ 板 金 打 出 し 板 金
仕 上 げ	機 械 組 立 て 仕 上 げ
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て
電 気 機 器 組 立 て	配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て
建 設 機 械 整 備	建 設 機 械 整 備

検定職種	作 業
婦 人 子 供 服 製 造	婦 人 子 供 注 文 服 製 作
家 具 製 作	家 具 手 加 工
建 具 製 作	木 製 建 具 手 加 工
と び	と び
左 官	左 官
タ イ ル 張 り	タ イ ル 張 り
畳 製 作	畳 製 作
防 水 施 工	ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事
内 装 仕 上 げ 施 工	プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事
	鋼 製 下 地 工 事 ボ ー ド 仕 上 げ 工 事
	化 粧 フ ィ ル ム 工 事
熱 絶 縁 施 工	保 温 保 冷 工 事
表 装	壁 装
塗 装	建 築 塗 装 金 属 塗 装
	フ ラ ワ ー 装 飾

検定職種	作 業
3級 (12職種13作業)	
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾
造 園	造 園 工 事
機 械 加 工	普 通 旋 盤
	フ ラ イ ス 盤
工 場 板 金	打 出 し 板 金
機 械 検 査	機 械 検 査
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て
建 築 大 工	大 工 工 事
と び	と び
左 官	左 官
塗 装	金 属 塗 装
舞 台 機 構 調 整	音 響 機 構 調 整
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾

単一等級 (1職種1作業)	
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事

技能検定のお申込み・お問合せ先

## 鹿児島県職業能力開発協会

〒892-0836 鹿児島市錦江町9番14号  
TEL099-226-3240 FAX099-222-8020  
ホームページアドレス <http://www.syokunou.or.jp/>



合格発表・合格証書の交付

## 鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
(直通)TEL099-286-3019 FAX099-286-5582  
ホームページアドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/>

# 1 受検申請の手続について

<b>受検申請の受付</b>	<p><b>1. 提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 技能検定受検申請書</li><li>(2) 本人確認書類（必須）（例：運転免許証、健康保険証、個人番号等）の写し</li><li>(3) 受検資格（短縮）の確認に必要な書面（卒業証書、修了証書等の写しなど）</li><li>(4) 免除資格を証する書面（技能検定合格証書、実技免除、学科免除の書面の写しなど）</li><li>(5) 手数料減額（免除）申請書（35歳未満で2・3級実技試験を受検される方） ※減免対象者についての詳細は、3ページの「2 受検手数料」をご参照ください。</li></ul> <p><b>2. 受検申請の受付</b></p> <p>受検希望者は、技能検定受検申請書に必要な書類を添えて、受付期間内に鹿児島県職業能力開発協会に提出してください。</p> <p>郵送による場合は、受付期間内の消印があるもののみ受け付けます。</p> <p><b>3. 受検手数料の納付</b></p> <p>実技試験及び学科試験の受検手数料は、受付期間内に納めてください。</p> <p>現金の場合 鹿児島県職業能力開発協会へ持参してください。</p> <p>払込の場合 所定の払込取扱票で払込み、払込証明証（貼付用）を技能検定受検申請書の指定の欄に貼付してください。 (払込手数料はご負担ください。)</p> <p>受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還できません。実技試験又は学科試験を免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。</p>
<b>受検票の交付</b>	<p>実技試験及び学科試験の試験日時、試験会場は受検票で通知します。受検日の変更はできません。受検にあたっては、受検票を必ず持参してください。</p> <p>なお、受検票の送付状況については、鹿児島県職業能力開発協会のホームページ内にある「受検票送付状況」をご確認ください。受検票が届かない場合は、必ず鹿児島県職業能力開発協会にご連絡ください。ご連絡がない場合は、受検票がご本人に届いたものとします。 (技能検定受検申請書の「受検票送付先」に基づき送付いたします。)</p>
<b>合格発表</b>	<p>1. 合格発表日：令和2年10月2日(金) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3級職種</span> 8月28日(金)</p> <p>2. 合格通知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 技能検定合格者（実技試験・学科試験を両方とも合格された方）には、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課より本人あてに合格通知を発送します。 技能検定合格者の受検番号を鹿児島県庁10階の商工労働水産部雇用労政課の廊下に掲示します。 また、県のホームページにも合格発表日に掲載します。 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/">県URL (http://www.pref.kagoshima.jp/)</a></li><li>(2) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格された方については、鹿児島県職業能力開発協会から合格発表日後にいずれかが合格した旨をハガキで通知します。 なお、この通知は次回受検時の免除資格の証明になりますので大切に保管してください。</li><li>(3) 実技試験・学科試験のいずれも合格されなかった方については、鹿児島県や当協会からの通知はありません。</li></ul> <p>3. 受検者のうち希望する方には、鹿児島県個人情報保護条例第23条の規定により試験結果（学科試験得点及び実技試験得点）を開示します。 なお、開示を行う期間は、合格発表日から1ヶ月以内とし、開示をする場所は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とします。</p> <p>4. 技能検定の合格者の中から成績が特に優秀であった方は、県知事が「県技能検定成績優秀者表彰要領」に基づき、原則として、各等級1名を表彰します。</p>

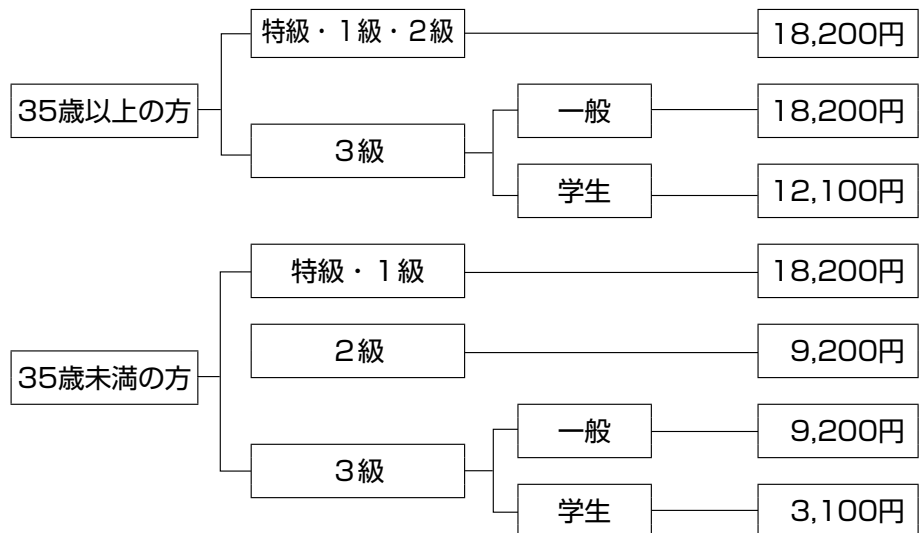
## 2 受検手数料

### 〈学科試験〉

一律 3,100円

### 〈実技試験〉

右図のとおりです。



※35歳未満は、生年月日が昭和60年4月2日以降の方。

### ●手数料の減免措置について

35歳未満の方が2・3級の実技試験を受ける際の受検料が9,000円減免されます。この場合、手数料減額（免除）申請書の提出が必須となりますのでご注意ください。提出がない場合は、減額されません。

ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は減免の対象外です。

なお、3級の実技試験を受検する学生にあっては、別途6,100円の減額があります。

## 3 3級の受検者に係る従来の在校生の受検料減額範囲等について

（在校生の範囲）

- ① 公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学校の訓練生
- ② 高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生
- ③ 専修学校又は各種学校の在校生
- ④ 高等専門学校 of 在校生
- ⑤ 短期大学の在校生
- ⑥ 大学の在校生

注. ①については、**普通職業訓練の短期課程**又は**高度職業訓練の専門短期課程**若しくは**応用短期課程**を受けている者は除く。

## 4 技能検定に係る留意事項

1. 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格を有する場合は、4ページに掲げる実施公示職種（作業）以外でも受検申請ができます。
2. 令和元年度（後期）技能検定学科試験における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和2年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。
3. 実技試験は、受検申請者数を制限する職種（作業）があります。また、離島での実技試験は、1職種（作業）の受検者が原則として10名以上の場合実施します。
4. 試験の実施が困難な事由又は、困難が十分予測される事由が発生したときは、試験実施日等を変更することがあります。
5. 同時に2検定職種（作業）以上の受検申請は、原則として受付けておりません。ただし、受検を希望する2職種（作業）以上の実技試験と学科試験の免除資格がある場合、または、受検を希望する2職種（作業）以上の実技試験と学科試験の試験日が全て重複しない場合は受検申請を受け付けます。  
 ※1 学科試験の日程は、技能検定受検案内に記載しておりますので、必ずご確認ください。  
 ※2 受付できなかった受検申請は、申請者ご本人へ手数料の返還請求書を送付いたします。請求書に必要事項をご記入の上、ご返信ください。返還方法は指定の口座へのお振り込みといたします。
6. 実技試験において、材料等を受検者本人が準備（持参）する職種（作業）があります。（受検票同封文書で通知します。）
7. 技能検定制度等に係るポータルサイト「技のとびら」QRコード



# 5 試験実施職種及び統一実施日等について

## 実施日程

実 技	令和2年6月8日(月)から9月13日(日) ○試験日時・試験会場は、受検票で通知します。 ○計画立案等作業試験・判断等試験を実施する職種のうち、統一実施日が定められている職種は、下記の表のとおりです。
学 科	下記の表のとおりです。

等級区分	検 定 職 種	作 業	制限 予定	学科試験日 (令和2年)	開始 時刻	実技試験（製作等作業試験・計画立案等作業試験・ 判断等試験）の統一実施日（令和2年）	開始 時刻	
1級	[22職種35作業]							
2級	造園	造園工事		8月23日	10:00			
	機械加工	普通旋盤		8月30日	10:00			
		数値制御旋盤		8月30日	10:00	8月30日	1・2級 計画立案等作業試験	13:15
		フライス盤		8月30日	10:00			
		数値制御フライス盤		8月30日	10:00	8月30日	1・2級 計画立案等作業試験	13:15
		平面研削盤		8月30日	10:00			
		マシニングセンタ		8月30日	10:00	8月30日	1・2級 計画立案等作業試験	13:15
	放電加工	数値制御形彫り放電加工		9月 6日	10:00	9月 6日	1級 計画立案等作業試験	13:15
		ワイヤ放電加工		9月 6日	10:00	9月 6日	1級 計画立案等作業試験	13:15
	建築板金	内外装板金		9月 6日	13:15			
		ダクト板金		9月 6日	13:15			
	工場板金	曲げ板金		9月 6日	13:15			
		打出し板金		9月 6日	13:15			
	仕上げ	機械組立て仕上げ		9月 6日	10:00			
	電子機器組立て	電子機器組立て		8月30日	13:15			
	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て		9月 6日	10:00			
	建設機械整備	建設機械整備		8月30日	10:00	8月30日	1・2級 計画立案等作業試験	13:15
	婦人子供服製造	婦人子供注文服製作		8月30日	13:15			
	家具製作	家具手加工		8月30日	13:15			
	建具製作	木製建具手加工		8月30日	13:15			
	とび	とび		8月23日	13:15			
	左官	左官		8月30日	13:15			
	タイル張り	タイル張り		9月 6日	10:00			
	畳製作	畳製作		8月30日	13:15			
	防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事	注 30名	8月23日	13:15			
		ウレタンゴム系塗膜防水工事	注 30名	8月23日	13:15			
	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		8月30日	10:00			
鋼製下地工事		注 12名	8月30日	10:00				
ボード仕上げ工事		注 16名	8月30日	10:00				
化粧フィルム工事			8月30日	10:00				
熱絶縁施工	保温保冷工事		9月 6日	10:00				
表装	壁装		9月 6日	10:00				
塗装	建築塗装		8月23日	10:00				
	金属塗装		8月23日	10:00				
フラワー装飾	フラワー装飾		9月 6日	13:15				
単一 等級	[1職種1作業]							
	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ-工事		9月 6日	13:15			
3級	[12職種13作業]							
	園芸装飾	室内園芸装飾		7月12日	10:30			
	造園	造園工事		7月12日	13:15			
	機械加工	普通旋盤		7月12日	10:30			
		フライス盤		7月12日	10:30			
	工場板金	打出し板金		7月12日	13:15			
	機械検査	機械検査		7月12日	13:15			
	電子機器組立て	電子機器組立て		7月12日	10:30			
	建築大工	大工工事		7月12日	13:15			
	とび	とび		7月12日	10:30			
	左官	左官		7月12日	10:30			
	塗装	金属塗装		7月12日	13:15			
	舞台機構調整	音響機構調整		7月12日	13:15			
	フラワー装飾	フラワー装飾		7月12日	13:15			

注.「制限予定欄」に人数の明記されている職種（作業）は、実技試験の受検者数に制限があるので、原則、受検申請受付は先着順とします。  
 （詳細は、鹿児島県職業能力開発協会にお問い合わせください）

# 6 技能検定の受検資格

受検資格は、職業訓練歴や学歴により、実務経験年数が定められています。

(単位：年)

受検対象者(※1)	1 級		2 級		3 級(※7)	単一等級
	2 級合格後	3 級合格後	2 級	3 級合格後		
実務経験のみ	7		2		0 <sup>※8</sup>	3
専門学校卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業	6		0		0	1
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業	5		0		0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業	4	2	0	4	0	0
専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに 限る。)	800h以上	6	0	0	0 <sup>※9</sup>	1
	1600h以上	5	0	0	0 <sup>※9</sup>	1
	3200h以上	4	0	0	0 <sup>※9</sup>	0
短期課程の普通職業訓練修了※4※10	700h以上	6	0	0	0 <sup>※6</sup>	1
普通課程の普通職業訓練修了※4※10	2800h未満	5	0	0	0	1
	2800h以上	4	0	0	0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4※10	3	1	0	2	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了※10		1	0		0	0
長期課程の指導員訓練修了※10		1 <sup>※5</sup>	0 <sup>※5</sup>		0	0
職業訓練指導員免許取得		1	-	-	-	0
長期養成課程の指導員訓練修了※10		0	0	0	0	0

- ※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※4：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換過程の能力開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※5：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限る。
- ※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※7：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- ※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

## (技能検定職種に関する学科等)

- 実務経験年数が短縮される関連学科・・・それぞれの学科に準ずる
- 実技試験においてガス免許(ガス溶接作業主任免許証・ガス溶接技能講習修了証)の携帯が必要な職種…(▲)  
(※ 実技試験問題概要にて「免許又は技能講習」、「特別教育」のマークのある作業については、資格証等を試験当日携帯していなければ受検できないのでご注意ください。)

検定職種	実務経験年数が短縮される学科	ガス免許が必要な職種	検定職種	実務経験年数が短縮される学科	ガス免許が必要な職種
造園	造園科		建築大工	建築科、大工科	
機械加工	機械科		とび	建築科	
放電加工	機械科		左官	建築科	
建築板金	機械科、建築科		タイル張り	建築科	
工場板金	機械科	▲	防水施工	建築科	
仕上げ	機械科		内装仕上げ施工	建築科	
電子機器組立て	電子科、電気科		熱絶縁施工	設備科、造船科、工業化学科、化学工学科、建築科	
電気機器組立て	電子科、電気科		表装	工芸科	
建設機械整備	機械科	▲	塗装	建築科、工芸科、塗装科	
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科		フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科、フラワービジネス科	
家具製作	工芸科		路面標示施工	塗装科	
建具製作	建築科、工芸科				

## 7 技能検定試験の免除

### 1 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲				備考
		1 級	2 級	3 級	単一等級	
1 級	技能検定合格	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	実技の全部			—	※
	学科試験のみ合格	学科の全部			—	※
2 級	技能検定合格	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部		—	※
	学科試験のみ合格	—	学科の全部		—	※
3 級	技能検定合格	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部	—	※
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部	—	※
単一等級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	※
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	※

※：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

### 2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対象者			技能検定試験の免除の範囲				備考
			1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	学科の全部			学科の全部	
		2年	学科の全部			学科の全部	
			—	学科の全部		学科の全部	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	学科の全部			学科の全部	
		1年	—	学科の全部		学科の全部	
			—	学科の全部		—	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験		—	学科の全部		学科の全部	
			—	学科の全部		—	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	学科の全部	
中央技能検定委員2年以上			実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	
都道府県技能検定委員又は指定事業主団体技能検定委員2年以上			実技の全部			実技の全部	
技能五輪全国大会における技能証			実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			—	実技の全部		—	※
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	実技の全部		—	※
	学科部門の技能証		—	学科の全部		—	※

※：有効期限を過ぎた技能証であっても有効（H16厚労告376附則第2項及び3項）

### 教材等について（参考）

教材名	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学科試験問題解説集</li> <li>● 1・2級技能検定試験問題集（過去問題集）</li> </ul>	鹿児島県職業能力開発協会 <a href="http://www.syokunou.or.jp">http://www.syokunou.or.jp</a> TEL 099-226-3240 FAX 099-222-8020

※当協会では前年度の技能検定実技・学科試験問題を公開及びコピーサービス（有料）を行っています。

※中央職業能力開発協会のHPで、前年度の技能検定実技試験問題を公開（閲覧のみ）しています。

<https://www.kentei.javada.or.jp>

# 令和2年度(前期) 技能検定 実技試験問題の概要

令和2年度(前期)技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。(最新の状況については、中央職業能力開発協会HPをご参照下さい。)

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」もしくは「打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講習**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等(例:ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証)を携帯していなければ、原則として試験を受検することができないほか**特別教育**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

## [1・2級]

### 造園(造園工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
- 製作等作業試験  
指定された区画内に、竹垣製作、つくばい敷設、飛石・延段敷設及び景石配置と植栽・小透かし剪定を行う。  
標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分
  - 判断等試験  
樹木の枝の部分を見て、その樹種名を判定する。  
試験時間 10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
- 製作等作業試験  
指定された区画内に、四つ目垣製作、縁石・飛石・敷石敷設、築山、整地及び植栽作業を行う。  
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間
  - 判断等試験  
樹木の枝の部分を見て、その樹種名を判定する。  
試験時間 7分30秒

### 機械加工(普通旋盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 普通旋盤(センチ間の最大距離が500~1500mm程度のもの)を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 65 \times 80$ mm( $\phi 20$ の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパー削り、ねじ切り、ローレット加工、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を3個製作する。  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 普通旋盤(センチ間の最大距離が500~1500mm程度のもの)を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 60 \times 57$ mm( $\phi 25$ の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパー削り、ねじ切り、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。  
標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

### 機械加工(数値制御旋盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 製作等作業試験  
NC旋盤を使用し、 $\phi 100 \times \phi 35$ (穴) $\times 70$ 程度のS45C~S53C相当の材料1個及び $\phi 75 \times \phi 25$ (穴) $\times 65$ 程度のS45C~S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテーブの作成又は記憶編集機器内への入力→テーブ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、外内テーパー削り、外内R削り、内外径溝削り、内外端面削り、ねじ切り等の加工を行い、テーパー部及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。  
標準時間 5時間15分 打ち切り時間 5時間45分
  - 計画立案等作業試験  
加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 製作等作業試験  
NC旋盤を使用し、 $\phi 90 \times \phi 35$ (穴) $\times 55$ 程度のS45C~S53C相当の材料1個及び $\phi 65 \times \phi 25$ (穴) $\times 50$ 程度のS45C~S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテーブの作成又は記憶編集機器内への入力→テーブ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、外内テーパー削り、外内R削り、内外径溝削り、内外端面削り、ねじ切り等の加工を行い、テーパー部及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。  
標準時間 5時間15分 打ち切り時間 5時間45分
  - 計画立案等作業試験  
加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間30分

### 機械加工(フライス盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 立フライス盤(No.1~No.3程度)を使用し、SS400の材料( $45 \times 75 \times 80$ , 2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工(R削り、ありみぞ削りを含む)して直みぞ部、こう配部及びありみぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 立フライス盤(No.1~No.3程度)を使用し、SS400の材料( $35 \times 65 \times 75$ ,  $45 \times 55 \times 75$ , 各1個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工(R削りを含む)して、直みぞ部及びこう配部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。  
標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

### 機械加工(数値制御フライス盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 製作等作業試験  
NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテーブの作成又は記憶編集機器内への入力→テーブ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。  
なお、支給材料は次のとおりとする。  
形状:  $\square 100 \times 45$   
材質: 鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか  
数量: 2個  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分
  - 計画立案等作業試験  
切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 製作等作業試験  
NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテーブの作成又は記憶編集機器内への入力→テーブ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。  
なお、支給材料は次のとおりとする。  
形状:  $\square 100 \times 45$   
材質: 鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか  
数量: 2個  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分
  - 計画立案等作業試験  
切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間

### 機械加工(平面研削盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 平面研削盤(横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形といじ又は1号平形といじの $\phi 150$ mm~305mm)を使用し、S45Cの材料(オス、メス各1個)を研削加工して、直溝部、こう配部、R部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 平面研削盤(横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形といじ又は1号平形といじの $\phi 150$ mm~305mm)を使用し、S45Cの材料(オス、メス各1個)を研削加工して、直溝部、こう配部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。  
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間  
モジュール1.5の場合  
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

### 機械加工(マシニングセンタ作業)

- 1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 判断等試験  
仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、表面粗さに対応する刃具の選定、仕上げ加工の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。  
試験時間 35分
  - 計画立案等作業試験  
切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所等の判定等に関する事項について問う。  
試験時間 1時間40分
- 2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
- 判断等試験

仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。

試験時間 25分

(2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について行う。

試験時間 1時間40分

**放電加工（数値制御彫り放電加工作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

数値制御彫り放電加工機を使用し、支給材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

(2) 計画立案等作業試験

放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

数値制御彫り放電加工機を使用し、支給材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

**放電加工（ワイヤ放電加工作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60,SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品（テーパ加工を含む）のワイヤ放電加工を行う。

試験時間

浸漬方式の場合

標準時間 4時間 打ち切り時間 5時間

噴流方式の場合

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間30分

(2) 計画立案等作業試験

放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60,SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品のワイヤ放電加工を行う。

試験時間

浸漬方式の場合

標準時間 4時間 打ち切り時間 5時間

噴流方式の場合

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間30分

**建築板金（内外装板金作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた谷どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた角どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

**建築板金（ダクト板金作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、長方形の曲がりダクトに長円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、正方形の曲がりダクトに円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

**工場板金（曲げ板金作業） 免許又は技能講習**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及び酸素－アセチレン溶接装置を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC厚さ1.0mm）を加工して、上部円形・下部角形の筒に小判形の分岐のある製品を製作する。

標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及び酸素－アセチレン溶接装置を使用し、冷間圧延鋼板

（SPCC厚さ1.0mm）を加工して、上部角形・下部円形の容器を製作する。

標準時間 5時間 打ち切り時間 5時間30分

(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証書の資格証等の携帯を要する。

**工場板金（打出し板金作業） 免許又は技能講習**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋、酸素－アセチレン溶接装置等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC-SD厚さ0.8mm）を加工して、複雑な凹凸面のある製品を製作する。

標準時間 6時間 打ち切り時間 7時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋、酸素－アセチレン溶接装置等を使用し、冷間圧延鋼板（SPCC-SD厚さ0.8mm）を加工して、亀甲形状の製品を製作する。

標準時間 5時間 打ち切り時間 6時間

(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証書の資格証等の携帯を要する。

**仕上げ（機械組立仕上げ作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、S45Cの部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その加工した部品と位置決めピンを含む部品を組み立てる。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。

標準時間 3時間10分 打ち切り時間 3時間40分

**電子機器組立て（電子機器組立て作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線設計及び試験当日指示されるプリント配線作業を行って、省エネコントローラの組立てを行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線は束線図を参考として束線を作製し、省エネコントローラの組立てを行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

**電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。

標準時間 4時間15分 打ち切り時間 4時間45分

(2) 配線点検盤の抵抗回路及びリレー回路のスイッチの入切を点検する。

試験時間 15分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。

標準時間 4時間15分 打ち切り時間 4時間45分

(2) 配線点検盤の回路スイッチの入切を点検する。

試験時間 10分

**建設機械整備（建設機械整備作業） 免許又は技能講習**

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板へのガス切断、きり穴加工、タップ加工及び丸棒鋼のダイス加工を行う。

試験時間 3時間

(2) 計画立案等作業試験

建設機械の整備工数見積り、点検、故障の発見、修理、調整等について行う。

試験時間 1時間20分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板のガス切断及びタップ加工を行う。

試験時間 2時間50分

(2) 計画立案等作業試験

建設機械の点検、故障の発見、修理、調整等について行う。

試験時間 1時間20分

(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証書の資格証等の携帯を要する。

**婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）**

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

持参した材料（無地のウール地）により、スーツを1着製作する。なお、スカートについては、仮縫いしたものを持参する。



- 試験時間 6時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
持参した裁断済み（芯地を貼り及び印付けを含む）の材料（無地の薄手ウール地）により、ブラウスを1着製作する。  
なお、ベルトについては、縫製したものを持参する。  
試験時間 6時間30分

#### 家具製作（家具手加工作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口作業を行い、わく状の製品を製作する。  
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
製作図に基づき、現寸図を作成し、手工具を使用して仕口作業を行い、わく状の製品を製作する。  
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間

#### 建具製作（木製建具手加工作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
斜めの中ざん及び組子のある建具を製作する。  
標準時間 5時間30分 打ち切り時間 6時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
上げ下げ小障子をもち、下部に額を取り付ける建具を製作する。  
標準時間 5時間 打ち切り時間 6時間

#### とび（とび作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 鋼管を使用して真づか小屋組の作業を行う。  
標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分
  - そり（こした）にのせた重量物の運搬の作業を行う。  
試験時間 10分
  - 3種類の重量物の目測の作業を行う。  
試験時間 5分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 鋼管を使用して片流れ小屋組の作業を行う。  
標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分
  - 3種類の重量物の目測の作業を行う。  
試験時間 5分

#### 左官（左官作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 壁、天井及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。  
標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間15分
  - 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。  
試験時間 10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- 壁及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。  
標準時間 4時間50分 打ち切り時間 5時間15分
  - 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。  
試験時間 5分

#### タイル張り（タイル張り作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りを行う。  
ただし、下地ブロック積み及びれんが積み下地は、受検者が製作する。  
標準時間 2時間40分 打ち切り時間 3時間10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りを行う。  
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

#### 畳製作（畳製作作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
手縫いによりへり付き板入れ畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、床の間畳（ござ）の製作及び取付けを行う。  
標準時間 5時間 打ち切り時間 5時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
手縫いによりへり付き素がまち畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、薄べりの製作を行う。  
標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

#### 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験台の平場面、笠木・立上がり面及び箱部にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。  
標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験台の平場面及び笠木・立上がり面にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。  
標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間

#### 防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
あらかじめ用意された試験台の斜壁（開口部を含む）、天端、パイプ回り、立上がり面及びびびり割れ部分を増し塗り、補強布、シーリン

グ材等で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材により塗膜防水工事作業を行う。

- 標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
あらかじめ用意された試験台の斜壁（開口部を含む）、天端、立上がり面及びびびり割れの部分を増し塗り、補強布等で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材により塗膜防水工事作業を行う。  
標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間20分

#### 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
(1) 試験台1の平場及び階段部分に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。  
(2) 試験台2の平場及び立上がり部に床シート張り及び熱溶接作業を行う。  
標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験台の平場に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。  
標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

#### 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（柱による違い壁）は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。  
標準時間 2時間40分 打ち切り時間 2時間55分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（平壁）は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。  
標準時間 2時間10分 打ち切り時間 2時間25分
- (注) 1、2級とも、研削といし（高速といし）の取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

#### 内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
鋼製下地が取り付けある試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（柱による違い壁）のボード仕上げ作業を行う。  
標準時間 2時間40分 打ち切り時間 2時間55分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
鋼製下地が取り付けある試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（平壁）のボード仕上げ作業を行う。  
標準時間 2時間10分 打ち切り時間 2時間25分

#### 内装仕上げ施工（化粧フィルム工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験架台のA面、B面及びC面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。  
標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
試験架台のA面及びB面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。  
標準時間 1時間45分 打ち切り時間 2時間15分

#### 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、溶融亜鉛めっき鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。  
標準時間 4時間30分 打ち切り時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、ステンレス鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。  
標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

#### 表装（壁装作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。  
標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。  
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。  
標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

#### 塗装（建築塗装作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装（凸部処理を含む。）を行う。  
試験時間 下吹き3分 模様付け2分
  - ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント

(2回塗り) 塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 4時間50分

(3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。

試験時間 3分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装を行う。

試験時間 下吹き3分 模様付け2分

(2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント(2回塗り) 塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。

標準時間 4時間30分 打ち切り時間 4時間50分

(3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。

試験時間 3分

### 塗装(金属塗装作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメル及びラッカーメタリックにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメルにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

### フラワー装飾(フラワー装飾作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 立食用卓上装飾花の製作作業を行う。

試験時間 40分

課題2 卓上装飾花の製作作業を行う。

試験時間 35分

課題3 ブーケの製作作業を行う。

試験時間 60分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。ただし、課題3は選択Aとする。

課題1 花束の製作作業を行う。

試験時間 45分

課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3

選択A フライダルブーケの製作作業を行う。

試験時間 45分

### [単一等級]

#### 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事作業)

単一等級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 「進行方向」の路面標示に必要な作図作業を行う。

標準時間 30分 打ち切り時間 35分

(2) テストピース(塗膜厚測定板)の作製及び(1)で描いた作図への路面塗装作業を行う。

標準時間 35分 打ち切り時間 40分

### [3級]

#### 園芸装飾(室内園芸装飾作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題図に示すインドアガーデンを製作する。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

#### 造園(造園工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に竹垣製作、縁石敷設、敷石敷設及び植栽の作業を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

(2) 判断等試験

樹木の枝の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 5分

#### 機械加工(普通旋盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤(センチ間の最大距離が500~1500mm程度のもの)を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm(φ25の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

#### 機械加工(フライス盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤(No.1~No.3程度)を使用し、SS400の材料(45×65×80、2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工して直みぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

#### 工場板金(打出し板金作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

定盤、板金工具、砂袋等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC-SD厚さ0.8mm)を加工して、リベット締めにより組立て、杯形状の製品を製作する。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

#### 機械検査(機械検査作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(16箇所)を行う。

試験時間16分

作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。

試験時間8分

作業3 外側マイクロメータの指示誤差(器差)測定(ブロックゲージ使用)を行う。

試験時間10分

#### 電子機器組立て(電子機器組立て作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

#### 建築大工(大工工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分 打ち切り時間 3時間

#### とび(とび作業) 特別教育

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

杵組、単管及び木製足場板を使用して、杵組応用登り桟橋の組立てを行う。

標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間10分

(注) 製作等作業試験については、3級は、特別教育受講修了証等の携帯、又は自己申告書への署名を要する。

#### 左官(左官作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

床と仮定された試験台に所定の塗り仕上げを行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間30分

#### 塗装(金属塗装作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作したL形の被塗装物(200mm×100mm×300mm)の外面に、パテ付け及び下塗りを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したものを、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

#### 舞台機構調整(音響機構調整作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

課題の音源について、音響機器を用いて「セッティング及びリハーサル」、本番としてのミキシング(音出し)、原状復帰を行う。

試験時間 セッティング時間:7分、ミキシング時間:約1分

原状復帰:2分

(2) 判断等試験

CDに記録された種々の音を聞いて、その内容の判別について行う。

試験時間 約20分

#### フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 花束及びリボンの製作作業を行う。

試験時間 35分

課題2 バスケットアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3 フートニアの製作作業を行う。

試験時間 20分

# 令和2年度 前期技能五輪鹿児島県大会案内

●技能五輪鹿児島県大会は、青年技能者の技能日本一を競う「第58回技能五輪全国大会」に参加する鹿児島県代表選手を選抜するもので、成績優秀者を全国大会に推薦します。

また、この技能五輪全国大会は、隔年実施される技能五輪国際大会への派遣選手選考会も兼ねています。

## 1 実施日程

申請受付	令和2年4月6日（月）～4月17日（金）
競技実施日	令和2年6月8日（月）～9月13日（日）

## 2 参加資格

満年齢23歳以下（平成9年1月1日以降に生まれた方）であること。  
なお、技能検定の受検資格がある方は、「対応職種」の学科試験も受検できます。  
（※技能検定受検で申請すること）

## 3 参加申込

### 【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

- (1) 提出書類
  - ① 技能五輪鹿児島県大会参加申込書
  - ② 本人確認書類（例：運転免許証、健康保険証、学生証の写しなど）
- (2) 参加手数料：9,200円

### 【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

- (1) 提出書類
  - ① 技能検定受検申請書  
※受検申請書の区分「2級兼五輪」に“○”をしてください。
  - ② 本人確認書類（例：運転免許証、健康保険証、個人番号等の写しなど）
  - ③ 手数料減額（免除）申請書
- (2) 受検手数料：9,200円 ※手数料減額（免除）後の手数料

申込（申請）を受け付けた後は、申込（申請）を取り下げた場合又は競技に参加しなかった場合でも手数料は返還できません。

#### 4 技能五輪参加票、受検票の交付

【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

システムの都合上、競技日時、競技会場は、「技能検定受検票」で交付します。

競技日の変更はできません。競技にあたっては、「技能検定受検票」を必ず持参してください。

【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

2ページ「受検票の交付」をご覧ください。

#### 5 競技実施職種（作業）

競技課題は、2級技能検定実技試験問題を使用します。

職種	作業	技能五輪全国大会競技職種名	職種	作業	技能五輪全国大会競技職種名
機械加工	普通旋盤	旋盤	婦人子供服製造	婦人子供注文服制作	洋裁
機械加工	フライス盤	フライス盤	家具製作	家具手加工	家具
工場板金	打出し板金	自動車板金	建具制作	木製建具手加工	建具
工場板金	曲げ板金	曲げ板金	とび	とび	とび
仕上げ	機械組立て仕上げ	機械組立て	左官	左官	左官
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	タイル張り	タイル張り	タイル張り
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	電気機器組立て	フラワー装飾	フラワー装飾	フラワー装飾

#### 6 技能証又は合格通知の交付

【技能五輪鹿児島県大会のみに参加の場合】

2級実技試験課題の可否基準を満たした方には、技能証を交付します。

なお、技能証を交付された方は、相当する検定職種（作業）に係る2級及び3級の技能検定の実技試験の免除が受けられます。

【技能検定2級受検を兼ねて技能五輪鹿児島県大会に参加の場合】

2ページ「合格発表 2. 合格通知の方法」をご覧ください。